

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく支援の概要 (H22.04.01 改正)

		製造業 その他知事が必要と認めた事業					自然科学研究所・技術者研修所	ソフトウェア業・機械設計業・デザイン業・研究開発型企業	情報処理・提供サービス業		
企業立地事業補助金	補助要件	投下固定資産額 A	140億円超	70億円超	20億円超	20億円以下	1億円超 ※県内中小企業 3000万円超	3千万円超	3千万円超	3千万円超	
		※ 新增設事業の実施者が、農水産業に係る原材料を自ら生産する場合には、その生産設備（建物等）の設置に必要な費用も投資額に含むとする。									
		新規常用雇用者数	100人以上	50人以上	30人以上		10人以上 ※県内中小企業 3人以上	技術者等 5人以上	技術者等 5人以上	(含パート) 20人以上	
	補助金額	投下固定資産額 (注)投下固定資産額には空工場改修費を含む	(A-20億円)×15%+2億円			A×10%	A×10%	A×20%	A×10%	A×10%	
		CO2排出量削減効果のある設備への投資固定資産額	当該施設に係る投下固定資産の1/3 [環境省の温室効果ガス自主削減目標設定に係る設備補助事業の交付決定事業又は経済産業省の新エネルギー等事業者支援対策事業補助金の交付決定事業を対象] ※この場合、全体の投下固定資産額から当該設備に係る額を控除する。								
		リース料等	① 操業開始から1年間のリース料・賃借料×1/2 (注)期間5年間以上のものに限る。5年間のリース料・賃借料の合計額を投資額とみなして区分欄に掲げる要件を満たす場合を対象とする								
	補助限度額	生産設備に係る投資への補助	30億円	20億円	10億円		2億円	10億円	10億円	2億円	
		CO2削減効果設備投資への補助	2億円								
		交付条件	地方公共団体が取得・造成した工業団地、その他知事が工場等の用に供することが適当と認める土地に立地すること								
		特記事項	●製造部門に自然科学研究所が併設される場合の補助金の限度額は、製造部門の限度額30億円と自然科学研究所の限度額10億円を併せて40億円とする。 ●要件のうち(県内中小製造業は3,000万円超)及び(県内中小製造業は3人以上)平成22年2月から平成23年3月までの特例措置								
	知事が特に認めた事業に対する加算	鳥取県経済成長戦略における戦略的推進分野、先進的技術、鳥取県の資源を活用する事業、その他著しい雇用増を伴う事業 投下固定資産額の5%と操業開始か1年間のリース料等の25/100の合計額(限度額10億円)									
	交付方法	単年度の補助金交付額は10億円を限度とする。									
情報通信関連雇用事業補助金	補助要件	補助対象						専用通信回線使用料(電気通信事業者の設定) ※専用通信回線以外の電気通信回線で、事業形態から知事が特に必要と認める場合を含む 借室料(5年間以上の契約)			
		新規常用雇用者数						技術者等 5人以上	(含むパート) 20人以上		
	補助金額						専用通信回線使用料及び借室料の1/2				
	補助限度額						専用通信回線使用料:2000万円 借室料:1200万円 ※1年ごとの実績払い ※知事特認による限度額の増あり				
	補助期間						5年間				

事務管理部門雇用創出事業補助金

県内において、一般的な知識・経験に基づいた総務・企画・会計などの事務管理業務を新たに行う企業、または委託を受けて事務管理業務を新たに行う企業。

なお、事業開始前に知事の認定を受けていただく必要があります。

補助対象経費	①人件費 (鳥取県に住所を有し、事務管理業務に6ヶ月以上従事した常時雇用労働者。なお、短時間労働者は除きます。) ②通信料 ③借室料及び設備機器リース料
新規常用雇用者数	5人以上 (うち県外からの転入者2人以内)
補助金額	①人件費: 新規常用雇用者1人につき50万円 ②~③通信料、借室料及び設備機器リース料の1/2
補助限度額	①人件費: 5,000万円 (5年間で100人を上限) ・認定した事業の範囲内、かつ2年目以降は前年と比較して増加した者について補助。 ②通信料: 500万円 (1年間につき) ③借室料及び設備機器リース料: 1,000万円 (1年間につき) ※①~③とも1年ごとの実績払い
補助期間	5年間